

**注意事項**

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
豊田市営住宅の入居	ファミリーシップ宣誓者(近親者を含む)を契約者の親族と同様の関係者として取扱うこととし、豊田市営住宅への入居(同居)の申し込みが可能。	○			建築保全・住宅課 (0565-34-6910)
シルバーハウジングの入居	ファミリーシップ宣誓者は、婚姻関係に準ずるとみなし、シルバーハウジングへの入居の申し込みが可能。	○			建築保全・住宅課 (0565-34-6910)
高齢者世帯生活支援ハウスの入居	ファミリーシップ宣誓者は、婚姻関係に準ずるとみなし、高齢者世帯生活支援ハウスへの入居の申し込みが可能。	○			やすらぎ福祉総務課 (0565-34-6706)
犯罪被害者等見舞金	ファミリーシップ宣誓者(近親者を含む)は、婚姻関係に準ずるとみなし、犯罪被害により死亡した遺族として見舞金の申請が可能。	○			交通安全防犯課 (0565-34-6633)
清掃施設利用	別居親族(3親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族)が廃棄物排出者に代わり、廃棄物を施設に搬入することが出来る。		○		清掃施設課 (0565-28-2000)